

自治会活動に伴うごみの処理方法

自治会活動に伴い発生したごみについては、家庭ごみに準ずるものとし、次の表のとりの取扱いとなります。

なお、この取扱いは、地区自治会連合会、単位自治会、子ども会、老人会、地区社会福祉協議会が対象団体となります。

種類等	処理方法	ごみ処理手数料等	
一般ごみ	市処理施設へ自己搬入	行事	全額減免
		行事以外	10kgにつき 240 円
資源化可能物	市資源リサイクルステーションへ自己搬入	/	
粗大ごみ	市粗大ごみ受入施設へ自己搬入又は市収集	自己搬入	10kgにつき 240 円
		市収集	品目別に規則で定める額
自治会館等への不法投棄物	「行事以外の一般ごみ」、「資源化可能物」、「粗大ごみ」に準ずる		
地域清掃	自己搬入又は市収集	全額減免	

注意事項

- ・本項の適用は、対象団体が主体となって実施する活動に伴い排出するごみに限ります。
- ・「行事」とはふるさとまつり、盆踊り、運動会、レクリエーション大会等とします。
- ・「資源化可能物」の種類は、市資源リサイクルステーションで受け入れる資源及び容器包装プラとします。
- ・露天商等の販売等に伴い発生したごみは、通常の事業系ごみの取扱いとします。
- ・市清掃工場には、資源化可能物や粗大ごみを搬入しないでください。
- ・街美化アダプト制度の清掃活動で出たごみの取扱いについては、街美化アダプト制度の各担当課までお問合せください。

ご不明な点は、廃棄物指導課(042-769-8358)までご連絡ください。